

熊本県公報

第 1 1 4 9 0 号
平成 18 年 12 月 8 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 家畜伝染病（ヨ一ネ病）の発生……………(畜産課) 1
 - 漁船保険義務加入の同意の承認（不知火町加入区）……………(団体支援総室) 1
 - 道路の供用開始……………(道路保全課) 1
 - ”……………(”) 2
 - 生活保護法による施術者の指定……………(社会福祉課) 2
- 公 告**
- 県有財産の売却……………(管財課) 2
- 登 載 依 頼**
- 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………(医療政策総室) 3

告 示

熊本県告示第 1224 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 18 年 11 月 21 日	上益城郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1225 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 12 月 9 日熊本県告示第 950 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 12 月 8 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

不知火町加入区

熊本県告示第 1226 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	坂本人吉線	人吉市井ノ口町字薄原 660 番 地先から 同市合ノ原町字峰崎 580 番 3 地先まで	340	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 8 日

熊本県告示第 1227 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字一ノ瀬 2084 番 2 地先から 同 所 1977 番 1 地先まで	783.0	交安統合
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字上威 43 は 1 林小班地内	130.7	緊道整
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町山内字小拂 2246 番 3 地先から 同 所 2246 番 3 地先まで	30.0	単防災
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字大谷 1022 番 2 地先から 同 所 1022 番 3 地先まで	21.0	単防災
一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字白坂 1722 番 地先から 同 所 1722 番 地先まで	20.0	単防災

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 8 日

熊本県告示第 1228 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整備）〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 29	H.B.C 整骨院八代 整骨院 H.B.C 光の森	江口 博之	八代市建馬町 3-1 2F 菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光 の森 2 階	平成 18 年 10 月 6 日

公 告

熊本県公告第 888 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 12 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

熊本市野田二丁目 69 番 5 号

宅地 215.56 平方メートル（実測、公簿）

- 最低売却価格 8,450,000 円
- 2 入札期日 平成 19 年 1 月 26 日（金） 午前 10 時
 - 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
 - 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
 - 5 開札期日 入札終了後即時
 - 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
 - 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
 - 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 1 月 24 日（水） 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
 - 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
 - 10 その他
 - (1) 契約締結期限 平成 19 年 2 月 9 日（金）
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 別途指定する。
 - (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

登載依頼**天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号**

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 18 年 11 月 24 日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成 18 年 12 月 12 日（火）
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県天草市今釜新町 3530
熊本県天草地域振興局 会議棟 2 階大会議室
- 3 議題
 - 1) 救急病院の更新について
 - 2) 救急搬送の状況について
 - 3) 健康危機管理体制について
 - 4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - 1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - 2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町 3530
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）
（電話 0969-23-0172）